⑵　吸収分割契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該吸収分割を行う理由
②　吸収分割契約の内容の概要
③　当該株式会社が会社法第758条第２号に規定する吸収分割株式会社である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第２号、第６号及び第７号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の２各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
④　当該株式会社が会社法第758条第１号に規定する吸収分割承継株式会社である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第192条各号（第２号、第７号及び第８号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の２の２各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
⑶　株式交換契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該株式交換（保険業法第96条の５第１項に規定する組織変更株式交換を含む。）を行う理由
②　株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容の概要
③　当該株式会社が株式交換完全子会社（会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第184条各号（第２号、第３号イ、第７号及び第８号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
④　当該株式会社が会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親株式会社又は保険業法第96条の５第１項に規定する組織変更株式交換完全親会社（株式会社に限る。）である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第193条各号（第５号及び第６号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の９各号（第４号及び第５号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
⑷　新設合併契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該新設合併を行う理由
②　新設合併契約の内容の概要
③　当該株式会社が会社法第753条第１項第６号又は保険業法第163条第１項第１号に規定する新設合併消滅株式会社である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の２第２項各号（第５号及び第６号を除く。）、会社法施行規則第204条各号（第６号及び第７号を除く。）又は保険業法施行規則第101条の２の23各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
④　新設合併設立株式会社（会社法第753条第１項第２号又は保険業法第165条第１項第２号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立相互会社（保険業法第161条第２号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての１⑴に規定する事項
⑤　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての１⑴の３に規定する事項
⑥　新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての１⑵に規定する事項
⑦　新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の監査役となる者についての１⑶に規定する事項
⑧　新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての１⑷に規定する事項
⑸　新設分割計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該新設分割を行う理由
②　新設分割計画の内容の概要
③　当該株式会社が会社法第763条第５号に規定する新設分割株式会社である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第205条各号（第７号及び第８号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の２の３各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
⑹　株式移転計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該株式移転（保険業法第96条の８第１項に規定する組織変更株式移転を含む。）を行う理由
②　株式移転計画の内容の概要
③　当該株式会社が会社法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の９第１項第９号の株式会社である場合において、会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号（第５号及び第６号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の17各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
④　株式移転設立完全親会社（会社法第773条第１項第５号に規定する株式移転設立完全親会社又は保険業法第96条の８第１項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての１⑴に規定する事項
⑤　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての１⑴の３に規定する事項
⑥　株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての１⑵に規定する事項
⑦　株式移転設立完全親会社が監査役設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての１⑶に規定する事項
⑧　株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての１⑷に規定する事項
⑺　事業譲渡等（会社法第468条第１項に規定する事業譲渡等をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該事業譲渡等を行う理由
②　当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
③　当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要
６　その他
⑴　保険契約の移転に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
①　当該行為を行う理由
②　当該行為に関する契約の内容の概要
③　各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあっては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあっては、日本における保険業の貸借対照表）